

【支援者用】

電子@連絡帳ネットワーク

「長野しろくまネットワーク」

利用規約

第一章 総則

第1条（目的）

本規約は、行政、教育機関、医療機関、福祉事業所、薬局、訪問看護ステーション等に所属する者（以下「支援者」という）による「電子連絡帳ネットワーク長野しらくまネットワーク」（以下「しらくまネットワーク」という）に関して必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（長野しらくまネットワークの定義）

1. 本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「利用者」とは、本規約に同意のうえ、しらくまネットワークに利用登録した患者とその家族のことをいいます。
 - (2) 「支援者」とは、しらくまネットワークに登録した行政、教育機関、医療機関、福祉事業所、薬局、訪問看護ステーション等に所属する者をいいます。
 - (3) 「参加者」とは、前項の「利用者」と「支援者」の両者をいいます。
2. 本規約において、「しらくまネットワーク」とは、参加者がプライバシー保護を厳重に図りながら、在宅療育等に必要な情報を共有し、多職種連携のもと利用者に質の高い医療、介護、福祉サービスを提供することを目的とした電子連絡帳を活用したネットワークの仕組みと定義します。

第3条（サービス内容）

しらくまネットワークは、次のサービスを提供します。

- (1) しらくまネットワークの参加者相互間で電子連絡帳システムを用いて、医療、療育、福祉、教育等の情報を共有するサービス
- (2) しらくまネットワークの参加者に情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他、運営上必要なサービス

第4条（しらくまネットワークの管理運営）

しらくまネットワークの管理及び運営は、長野しらくまネットワーク協議会事務局（以下「事務局」という）にて行います。

第5条（しらくまネットワークの運用管理）

1. 事務局は、しらくまネットワークのシステムの運用管理を、運用、保守サービスに係る委託契約事業者（以下「契約事業者」という）に委託するものとします。
2. 契約事業者は、本規約及び別に定める「システム運用管理業務セキュリティポリシー」（以下「セキュリティポリシー」という）に基づき、しらくまネットワークの運用管理を行うものとします。

第二章 サービス利用に関する事柄等

第6条（施設等における利用申請）

しらくまネットワークの利用を希望する施設等は、利用届出書を用いて当該施設における責任者（以下「施設管理者」という）を明示した上で、事務局に対し申請を行い、当事務局がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。また、利用登録完了した支援者は自動的に長野しらくまネットワーク協議会の正会員になるものとします。

第7条（施設等における利用権の設定）

1. 施設管理者は、事務局により承認された電子証明書取得用ナンバー及びパスワードを用い利用者管理システムにログインします。
2. 施設管理者は支援者毎に守秘義務の確認を行った上、利用者管理システムにより利用届の内容を登録し、支援者に対して専用の支援者識別番号（以下「ユーザーID」という）とパスワードの付与を行います。
3. 支援者は、施設管理者の監督のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとします。

第8条（利用環境の整備）

支援者および施設管理者は、しらくまネットワークを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自施設または自己の費用と責任において整備するものとします。

第9条（申請内容の変更）

施設管理者は、人事異動その他の状況変化により申請した内容に変更が生じた場合は、アカウント管理システムにより、速やかに変更登録を行わなければなりません。
また、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出るものとします。

第10条（利用施設等の利用の廃止）

支援者がしらくまネットワークの利用を廃止する場合は、施設管理者がポータルサイトから事務局に対してオンライン廃止申請を行います。

第11条（支援者のユーザーID、パスワードの再発行）

1. 施設管理者は自己の責任において、支援者のユーザーIDまたはパスワードが不明となった場合は、オンライン再発行をすることができます。
2. 前項の場合において、オンラインによる手続きが困難な場合には、施設管理者の責任のもと、事務局又は契約事業者へ当該IDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができます。

第 12 条 (利用に関するお問い合わせ)

1. 支援者は、しろくまネットワークの利用にあたり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問等が発生した場合は、事務局を通して契約事業者のヘルプデスクにお問い合わせすることができます。
2. ヘルプデスクの対応時間は、電話受付 平日 9:00~17:00 とします。
メール受付は 24 時間 365 日です (※ただし、システムメンテナンス時間を除きます)。

第三章 サービス内容

第一節 電子@連絡帳システム

第 13 条 (連携方法)

1. しろくまネットワーク参加者がしろくまネットワークによって登録した情報は、セキュリティポリシーに対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある者のみ内容にアクセスすることができます。
2. 参加者は、各参加者毎に付与されているユーザーID 及びパスワードによりしろくまネットワークにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を確認することができます。
3. しろくまネットワークの連携にあたっては、参加者の人権に配慮することとします。

第 14 条 (利用者の同意)

1. 事務局は、しろくまネットワークに参加した利用者に関する情報の支援者間の連携に関して、別紙 3 を用い利用者本人 (未成年または同意困難の場合はその家族) の同意を得るものとします。
2. 利用者は、しろくまネットワークに保管された情報について、事務局に削除の申し出をすることができます。事務局は、削除の申し出があった場合、施設管理者を通じて当該支援者に連絡し、当該支援者はこれに応じるものとします。
3. 前項の削除の申し出を受けた当該支援者は、当該データの削除を行い、施設管理者を通じて事務局へ報告するものとします。

第 15 条 (連携情報の保管期間)

1. しろくまネットワークによって連携された情報は、しろくまネットワークのシステム内へ発信した日から起算して契約事業者との契約がある限り 5 年間保管されるものとします。
2. 支援者は、第 1 項で保管された当該情報を閲覧できるものとします。

第 16 条 (連携情報の取扱い)

1. しろくまネットワークにより連携された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとします。

2. 診療情報の原本（診療カルテ）については、しろくまネットワークは取り扱わないものとし、連携情報は、支援者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとします。
3. しろくまネットワークが取り扱う診療情報の内容については、事務局及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しておりません。

第 17 条（利用施設間の契約）

しろくまネットワークの支援者が他の支援者に対して医療用画像データ、利用者情報の一部等を送信しその支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設等間の個別の契約により定めるものとします。

第 18 条（診断支援等の責任）

1. 支援者が、しろくまネットワークを利用し支援依頼を行った場合は、他の支援者から受けた診断支援結果の採否は、依頼を行った支援者が自らの責任において行うものとします。
2. 前項に関して、依頼を行った支援者と当該利用者または第三者との間の紛争並びに依頼を行った支援者と支援を行った支援者との間の紛争について、事務局及び契約事業者は責任を負わないこととします。

第二節 ポータルサイトサービス

第 19 条（公開する情報）

ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、しろくまネットワークの概要やお知らせ等を掲載し、広く一般に公開するものとします。

第 20 条（参加者限定の情報）

1. しろくまネットワーク参加者のみが閲覧できる情報は、事務局が参加者のみに通知した情報及び第一節に規定した情報とします。
2. 事務局は、通知情報を通告なしに削除することができるものとします。

第 21 条（公開情報の管理）

事務局は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとします。

第四章 負担金および会計

第 22 条（負担金）

利用者は、しろくまネットワーク事業の実施に関して、第 8 条第 1 項に係る場合を除き、費用負担は発生しないものとします。ただし、必要に応じて見直す場合もあるものとします。

第五章 しろくまネットワークの運用

第 23 条（ユーザーID、パスワードの管理運用）

支援者は、それぞれ施設管理者及び事務局より付与されたユーザーID 及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID 及びパスワードによりしろくまネットワーク上でなされた一切の行為及びその結果については、支援者が責任を負うものとします。特に、ユーザーID 及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として利用者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われる事があるため、支援者は、細心の注意をもって管理しなければなりません。

第 24 条（支援者の機密保持の責任）

1. 施設管理者及び事務局は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、支援者の責任を明確にするとともに、支援者個人に機密保持の責任を持たせるものとします。
2. 施設管理者及び支援者は、しろくまネットワークの利用申請と同時に、しろくまネットワークで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとします。
3. 施設管理者及び支援者は、しろくまネットワークで取り扱う情報について、個人情報保護法を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとします。

第 25 条（支援者の教育）

1. 支援者が、本規約及び諸規程を遵守するため、施設管理者及び事務局は、原則として支援者へのセキュリティ教育を定期的に（年 1 回程度）実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとします。
2. 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとします。

第 26 条（セキュリティ事故及び欠陥に対する報告）

1. 支援者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故または欠陥の解決を図らず、速やかに契約事業者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととします。その内容の重要度に応じて契約事業者は事務局へ報告を行うものとします。
2. 事務局は、前項の報告を受けた際、必要に応じて対策会議を開催し、事故防止の対策を検討するものとします。
3. 契約事業者は、支援者からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力をを行うものとします。

第 27 条（支援者意識の高揚）

支援者は、情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、電子媒体からの入力、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならないものと

します。

第 28 条（正式な手続きのソフトウェア使用）

本ネットワークで取り扱う情報処理システムを保護するため、支援者は使用する端末に別のソフトウェアを使用する場合、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し検証済みのものを使用するものとします。

第 29 条（コンピュータウイルス対策）

支援者は、使用する端末にウイルス対策ソフトウェアを導入するものとし、またその維持管理については各施設管理者及び支援者が責任をもって実施するものとします。

第 30 条（利用可能な媒体の取扱い）

支援者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えいを防止するため、取り扱う移動可能な媒体（CD、DVD、印刷された用紙など）については、各支援者が責任を持って、利用・保管・廃棄を行うものとします。

第 31 条（利用可能な機器の取扱い）

1. 支援者が取り扱う移動可能な機器（端末、モバイル端末など）については、各支援者の責任において管理するものとします。
2. 前項にて、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が発生しても、事務局及び契約事業者は責任を負わないものとします。

第 32 条（サービス内容の変更）

事務局は、しろうまネットワークのサービス内容について、契約事業者と協議したうえで、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとします。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は、支援者へ変更した旨を、広報サービス等を通じて確実に周知するものとします。

第 33 条（利用権の一時停止等）

1. 事務局は、ユーザー ID の漏えい、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該支援者の了承を得ることなく当該ユーザー ID の使用を一時停止することができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者がユーザー ID の使用を一時停止することができます。この場合、契約事業者は、停止後できるだけ速やかに事務局に報告をしなければならないものとします。

第 34 条（データバックアップ作業に伴うサービス停止）

1. しろうまネットワークのシステム内に保管されている情報については、契約事業者において毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップ作業を行います。
2. 前項の毎月のバックアップ作業については、契約事業者が事務局の承認を受け予め定め

られた日時に行うものとし、しらくまネットワークのすべてはまたはその一部のサービスを停止することができるものとし、

3. 契約事業者は、前2項の内容を予め広報サービスにより支援者に公開するものとし、

第35条（サービスの一時停止）

1. 事務局は、次のいずれかが起こった場合には、支援者に通知することなく、一時的にしらくまネットワークのサービスを停止することができるものとし、
 - (1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合
 - (2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 天災または不慮の事故により運用が不可能になった場合
 - (4) その他、運用面または技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合
2. 第1項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的にしらくまネットワークのサービスを停止することができます。この場合、契約事業者は、停止後、速やかに事務局に報告しなければならないものとし、
3. 前1項、2項により支援者に損害が発生した場合、事務局及び契約事業者はいかなる責任も負わないものとし、

第36条（サービスの中止）

事務局は、支援者に少なくとも3か月前に予告をしたうえで、しらくまネットワークのサービス提供を中止することができるものとし、

第37条（禁止行為）

1. 支援者は、しらくまネットワークの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならないものとし、
 - (1) 公序良俗に反すること。
 - (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
 - (3) 他の参加者または第三者の著作権を侵害すること。
 - (4) 他の参加者または第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
 - (5) 他の参加者または第三者を誹謗中傷すること。
 - (6) 本規約及び第5条第2項に掲げる規程等に違反すること。
 - (7) 入会時に虚偽の申請を行うこと。
 - (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
 - (9) IDまたはパスワードを不正に使用すること。
 - (10) しらくまネットワークの運用を妨害すること。
 - (11) その他事務局が支援者として不相当と判断したこと。
2. 支援者が前項のいずれかに該当する場合、事務局は、当該利用者に事前に通知又は催告することなく、支援者としての資格を停止できるものとし、
3. 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が支援者としての資格を停

止できるものとしします。この場合、契約事業者は、停止後、速やかに事務局に報告しなければならないものとしします。

4. 支援者が第1項の各号いずれかに該当することで事務局又は契約事業者が損害を被った場合、支援者に対し被った損害の賠償を請求できるものとしします。

第六章 その他

第38条（実験・開発目的での利用）

各種研究開発、新規技術導入検証等において、しろくまネットワークを実証実験に利用する場合、実証実験を行おうとする者は、事務局の承認を得るとともに、事務局の指示した利用条件を遵守しなければならないものとしします。

第39条（規約の変更及び諸規定の制定等）

1. 事務局は、本規約の変更及び諸規定の制定、改廃が必要な場合は、総会の承認を得るものとしします。
2. 前項の場合において、事務局は、必要に応じて契約事業者と協議するものとしします。
3. 第1項の変更等を行った場合は、契約事業者は、支援者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとしします。

附 則

本規約は、平成27年11月22日から施行します。

平成29年9月24日より改訂施行します。

平成30年4月1日より改訂施行します。

平成30年6月24日より改定施行します。

平成31年4月1日より改訂施行します。

「長野しろくまネットワーク」参加説明書・同意書

当機関は、地域をあげて、あなたを医療・介護・福祉の面から支援するために「長野しろくまネットワーク」に参加しています。

ネットワーク上では、病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、地域包括支援センター、行政等が電子@連絡帳システム（多職種情報共有基盤）を活用して連携し、あなたが住み慣れたまちでいつまでも自分らしい生活を続けていくことができるよう支援します。

個人情報取扱同意書

1 運用目的

あなたを医療・介護・福祉の面から支援するため、あなたの情報を「長野しろくまネットワーク」に登録し、支援チーム（担当者及び機関）の中で情報を共有することで、あなたの在宅支援に役立てます。

また、サービスの向上を目指すために、匿名化した上で統計・検証を目的としてあなたの情報を使用することがあります。

2 情報を共有する機関

あなたの支援チームを構成する担当者及び機関は、長野しろくまネットワーク登録機関（市、医師会、歯科医師会、薬剤師会に所属する機関、介護保険事業所、地域包括支援センター、養護学校等）の中から決められ、情報共有する対象機関となります。

3 個人情報の管理

このネットワークは、厚生労働省が定める「医療機関情報システムの安全に関するガイドライン」に基づく運用で、ネットワーク上の個人情報を保護しています。

また、情報共有の停止を希望される場合は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 信州大学医学部 新生児学・療育学講座 電話 0263-38-7156

年 月 日

「長野しろくまネットワーク」について
説明を受け、これに同意します。

説明者： _____

同意署名： _____

※ご本人が未成年又は、
本人の意思が確認できない場合

代理人： _____ 続柄 _____